

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
横 倉 義 武

妊婦加算の取扱いについて

「妊婦加算」につきましては、平成30年度の診療報酬改定において、妊婦の方の外来診療の際、①通常よりも慎重な対応や胎児への配慮が必要であることから、診療に積極的でない医療機関が存在していたこと、②日本産婦人科医会・日本産科婦人科学会からの妊婦の外来診療に対する評価の新設の要望などから、妊婦に対する通常よりも丁寧な診療を評価する観点より創設されたものであります。

こういった加算点数の設定により、医療機関においては、より丁寧な診療となるよう留意してもらえるものと考えましたが、点数設定に反した取扱いが判明し、妊婦さんに不快な思いをさせた事例が生じたことは大変遺憾であります。

この問題は国会でも審議され、その後与党でも議論が行われたことを踏まえ、12月14日に厚生労働大臣から、妊婦の方に対する診療の在り方について有識者も含めた議論をした上で、妊婦加算の在り方について改めて中医協で議論するまで、いったん凍結するとの表明がありました。

そのため、本日開催された中央社会保険医療協議会（中医協）において、厚生労働大臣より、来年（2019年）1月1日から妊婦加算の算定を停止する旨の諮問があり、中医協としてこれを了承し、答申いたしましたのでご連絡申し上げます。

これにより、2019年1月1日より妊婦加算の算定はできなくなりますので、取り急ぎご連絡申し上げますとともに、貴会会員へ周知方ご高配賜りたくお願い申し上げます。

また、妊婦加算の算定が凍結されたからといって、診療における妊婦さんへの配慮というものは当然継続されるものでありますので、その点、ご留意いただきますよう併せてお願い申し上げます。

なお、今回の取扱いにつきましては、中医協において、本会選出の中医協委員より次のとおり発言しておりますことを申し添えます。

【日本医師会 中医協発言要旨】

妊婦加算は、平成30年度診療報酬改定において、妊婦の外来診療について、妊娠の継続や胎児に配慮した適切な診療に対する評価として、支払側、診療側合意の下、創設したものです。

中医協は、前回改定の際の「答申書」附帯意見に基づく検討をベースに、改定の影響を調査・検証の上、次回改定で修正するという流れが確立しております。そのような中、創

設から1年も経過していない状況で、本加算の凍結について諮問がなされることは、非常に異例なことであります。

このような期中での変更（改定）は、医療現場の混乱や様々な事務負担を増加させる場合があり、今後、同様の事例を作らないことを確認していただきたい。

医療技術の評価は診療報酬で対応するしかなく、その恩恵を受けた患者さんは一定の自己負担をする制度となっています。今回、妊婦さんへ妊婦加算分の自己負担をさせることが、少子化対策に逆行するという一方で、凍結が諮問されましたが、あくまでも妊婦さんへの配慮という視点であり、医療技術を診療報酬で評価するという手法は変更できないと認識しています。

診療報酬はあくまでも医療サービスへの対価であり、患者さんの自己負担という観点は、保険制度全体で議論すべきものであります。患者負担の観点の議論を1つの報酬項目で行うべきではなく、さらに、中医協における議論も「医療技術を適正に評価する」という観点で行うべきと考えます。

妊婦の診療のあり方を検討する場を設けた上で、次回改定で再検討するという前提で、今回、妊婦加算を凍結することには同意したいと思っておりますが、今回の対応は、報道などの一部の意見に偏っているのではないかと懸念もああります。

改めて申し上げますが、すべからく妊婦さんへの診療には、配慮が必要であります。その上で、特別な配慮を伴う診療が必要な場合と、通常の診療と同じ診療の場合があります。

今回、妊婦加算が凍結となり、今後、加算の対象となるべき診療内容は改めて議論されるとしましても、医療機関が妊婦さんについても、他の患者と同様に、状態に応じて一定の配慮をするということは当然ですので、その点は継続されるべきことと思っております。

その意味でも、まずは、妊婦さんが医療機関を受診される際は、しっかりと妊婦であることを告げていただきたいと思います。

なお、今後の対応として、次回改定に向け、妊婦加算を創設した際の趣旨を診療に反映するためにはどういった対応が望ましいのか、中医協において、患者調査などの検証調査を行い、妊婦さん、医療機関の双方にとって有益な対応をしっかりと議論していくべきと考えております。

厚生労働省におかれましては、患者さんをはじめ、医療機関、審査支払機関などに速やかに周知を図り、現場の混乱を最小限に抑える対応をしていただきたいと思います。と要望したいと思います。

<添付資料>

1. 諮問書（妊婦加算の取扱いについて）中医協 総-1
（平 30. 12. 19 厚生労働省発保 1219 第 1 号 厚生労働大臣）
2. 〈参考〉妊婦加算の概要（平 30. 12. 19 中医協 総-1 参考）
3. 答申書（妊婦加算の取扱いについて）
（平 30. 12. 19 中央社会保険医療協議会 会長）
4. 妊婦加算の取扱いについて
（平 30. 12. 19 事務連絡 厚生労働省保険局医療課）